

研究費不正使用防止にご協力ください

高槻病院は研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。

また、研究費の不正使用に関して、厳しく取り締まっておりますので、ご協力をお願い致します。

研究費の不正使用とは

当院職員からの依頼により、実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして当院に提出して、不正に研究費を支出させることです。

預け金および品名替

預け金：架空の発注・納品により支払われた研究費を取引先に管理委託することです。

品名替：取引事実と異なる品名に書き換えた書類を提出することです。

不正行為に対する処分

不正行為に対しては、その内容に応じて、一定期間取引を停止することになりますので、当院の職員からの依頼であっても虚偽の書類の作成は絶対にされないようご協力をお願い致します。

不正行為をした場合の取引停止期間は3ヶ月以上9ヶ月以内ですが、極めて悪質な場合はこの限りではありません。

当院との取引における留意事項

発注は原則、管理科で行います。

納品は研究センター事務科で行います。

納品書には必ず納入日をご記入の上、物品と併せて納入願います。

研究者から直接注文・返品があった場合は、研究センター事務科にご一報願います。

研究費の不正使用に係る相談・通報窓口

当院職員から架空発注や虚偽の書類作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は高槻病院事務部長「内部監査室室長」にご相談をお願い致します。

担当者 社会医療法人愛仁会 高槻病院 事務部長（内部監査室室長）

〒569-1192 大阪府高槻市古曽部町1丁目3-13

電話 072-681-3801 → 音声案内 → 6 を押して、事務部長をお呼び出してください

Email tgh-rinsyoukenkyu@ajk.takatsuki-hp.or.jp

通報の受付方法

受付方法：電話、電子メール、書面または面談

受付場所：愛仁会 高槻病院 事務部長（内部監査室室長）

受付時間：8時30分～17時（土・日・祝・12月30日～1月3日は除く）

通報に当たっての留意事項

原則、通報者の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正使用の具体的内容が明示されたものを受付けています。

匿名による通報があった時は、研究者等の不正使用の具体的内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に受付けています。

通報者の保護等

通報者は、氏名の秘匿を希望することができます。

通報による秘密は、個人情報保護に関する法律により守られます。

通報者本人の許可なく氏名等を公表することはありません。

通報したことを理由に、当院から不利益な取り扱いを受けることはありません。